



# 出席停止について

学校は集団生活の場であるため、感染症が流行しやすくなります。下記の感染症にかかった場合は、出席停止となります。病院で診断を受けた場合は、学校にご連絡ください。

## ★出席停止になる主な学校感染症

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

## ★場合によっては出席停止になる感染症

溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、手足口病 など

(※保護者と一緒に読んでください。)

出席停止となる感染症と診断された場合には、病気が治って登校する際、『治癒証明書』の提出が必要です。未提出の場合は、出席停止ではなく、欠席となりますのでご注意ください。『治癒証明書』は学校のホームページからダウンロードできます。

